

沼田市 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度～平成 31 年度



平成 27 年 3 月

沼 田 市

はじめに

急速に進行する少子化は、社会や経済、地域の持続可能性への課題をはじめ、子どもと子育てを取り巻く環境にも大きな影響を与えています。また、若い世代が安心して働き、希望どおり出産、子育てをすることのできる社会環境を整えるためにも、社会全体で子どもと子育てを支える仕組みづくりが求められています。



国では、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子どもの最善の利益が実現される社会をめざし、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートします。

このような背景のもと、本市におきましては、国の基本指針に則しながら、ニーズ調査により子育てをしているご家庭からご意見をいただくとともに、沼田市子ども・子育て会議でご審議をいただき、今後の子育て支援施策の指標となる沼田市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。本計画は、沼田市次世代育成支援行動計画の理念を引継ぎ、これまで推進してきた施策をさらに総合的に推し進めるものとなっております。

計画の推進にあたっては、沼田市の子どもたちが豊かな自然と地域の温もりに包まれ、健やかに育つことができるよう、行政はもとより、家庭や地域、企業等の皆さまにもご協力いただきながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆さまの一層のご理解とご支援をお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました沼田市子ども・子育て会議の委員の皆さま、ニーズ調査等にご協力をいただいた皆さま、関係者の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

沼田市長 横山 公一

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象	2
4	計画の期間	2
5	他の計画との調和等	3
6	子ども・子育て関連3法に基づく新制度の概要	3
	(1) 新制度の内容	4
	(2) 新制度における事業の全体像	4

第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

1	統計からみた本市の現状	5
	(1) 人口の推移	5
	(2) 出生の動向	6
	(3) 婚姻の動向	7
	(4) 女性の就業状況	8
	(5) 人口推計	9
2	子育て支援サービスなどの現状	10
	(1) 保育所(園)などの状況	10
	(2) 子育て支援サービスの状況	13
	(3) 幼稚園の状況(認定こども園の幼稚園部分を含む)	15
	(4) 小学校・中学校の状況	16
	(5) 障害児通園施設の状況	17
	(6) 児童虐待などの現状	17
3	ニーズ調査結果からわかる現状	18
	(1) 子どもの育ちをめぐる環境	19
	(2) 保護者などの就労の状況	20
	(3) 教育・保育の利用状況と利用意向	21
	(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方	22
	(5) 育児休業を取得していない理由	23
	(6) 子育てに関する不安や悩み	24
	(7) 子育てをするうえで必要な支援策	25

4	次世代育成支援行動計画（後期計画）の状況.....	26
	（1）次世代育成支援行動計画（後期計画）平成22年度～26年度.....	26
	（2）特定事業の進捗状況.....	27
第3章	計画の基本的な考え方	
1	計画の基本理念.....	28
2	教育・保育提供区域の設定.....	28
3	計画の体系.....	29
第4章	計画の推進方策	
1	幼児期の教育・保育、地域における子育て支援の充実.....	30
1	教育・保育（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）.....	30
	① 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）.....	30
	② 保育所（園）など（2号認定、3～5歳児）.....	31
	③ 保育所（園）など（3号認定、0～2歳児）.....	32
2	地域子ども・子育て支援事業（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）.....	33
	（1）利用者支援事業.....	33
	（2）地域子育て支援拠点事業.....	33
	（3）妊婦健康診査.....	34
	（4）乳児家庭全戸訪問事業.....	34
	（5）－1 養育支援訪問事業.....	35
	（5）－2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業.....	35
	（6）子育て短期支援事業.....	35
	（7）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）.....	36
	（8）一時預かり事業.....	36
	（9）延長保育事業.....	38
	（10）病児・病後児保育事業.....	38
	（11）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）.....	39
	（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	40
	（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	40
3	教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保.....	41
	（1）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性.....	41
	（2）認定こども園の普及に係る基本的な考え方.....	41
	（3）地域における教育・保育施設及び地域型保育事業の役割と連携.....	41
	（4）幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携.....	41

4	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育等の利用の確保	42
2	切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	43
1	安全・安心な妊娠、出産、育児への支援	43
2	子どもと母親への健康支援	44
3	自信を持ち楽しんで子育てできるための支援	44
3	子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援と連携	45
1	児童虐待防止対策の充実	45
2	母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	46
3	障害児施策の充実等	46
4	子どもの貧困対策の推進	47
4	職業生活と家庭生活との両立の推進	48
1	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	48
第5章	計画の推進体制と進捗管理	
1	計画の推進体制	49
2	計画の点検・評価などの進捗管理	49
資料編		
1	策定の経緯	50
2	沼田市子ども・子育て会議	51

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

少子化や核家族化が進み、家庭や地域の子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。家族構成の変化や地域のつながりの希薄化等によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

国では、急激な少子化の進行に対応するため、平成15年7月に、平成26年度までの時限立法として「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援する取り組みを展開してきました。本市においても、同法に基づき、平成17年3月に「沼田市次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成22年3月には「沼田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、「子どもが 親が 地域が元気！ みんなで育てる沼田の子」を基本理念として子育てを社会全体で応援することを目標に施策を進めてきました。

しかし、依然として少子化の流れは変わらず、国では「次世代育成支援対策推進法」の有効期限を10年間延長するとともに、仕事と子育ての両立のための環境整備などの課題に対応し、質の高い幼児期の教育や保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、平成24年8月、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、事業の実施主体である市町村に事業の実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけました。

市では国の取り組みや社会情勢を踏まえ、「沼田市次世代育成支援行動計画」の基本理念を引き継ぎ、子どもたちが豊かな自然の中で、かけがえのない存在として育まれるまちづくりをさらに進めるため、新たに「沼田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

子ども・子育て支援法

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 計画の位置づけ

本計画は「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

子ども・子育て支援法の基本理念

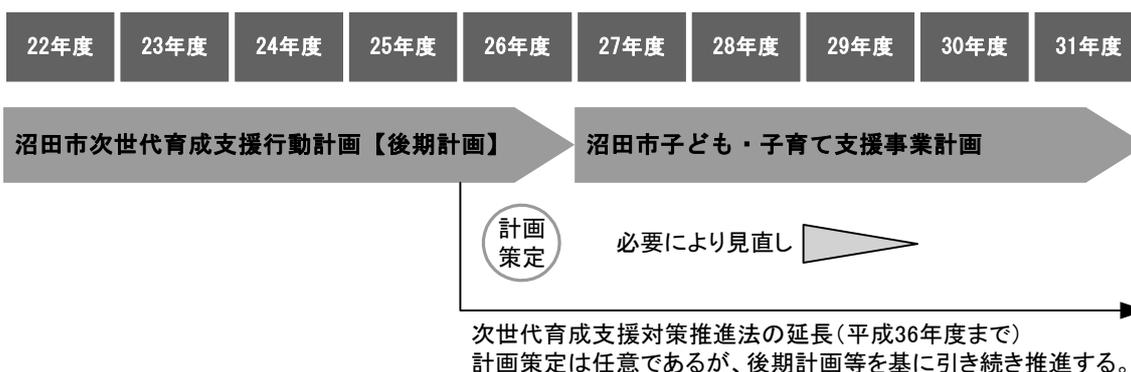
- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

3 計画の対象

本計画は、本市に住むすべての子どもと子育て家庭を対象とします。

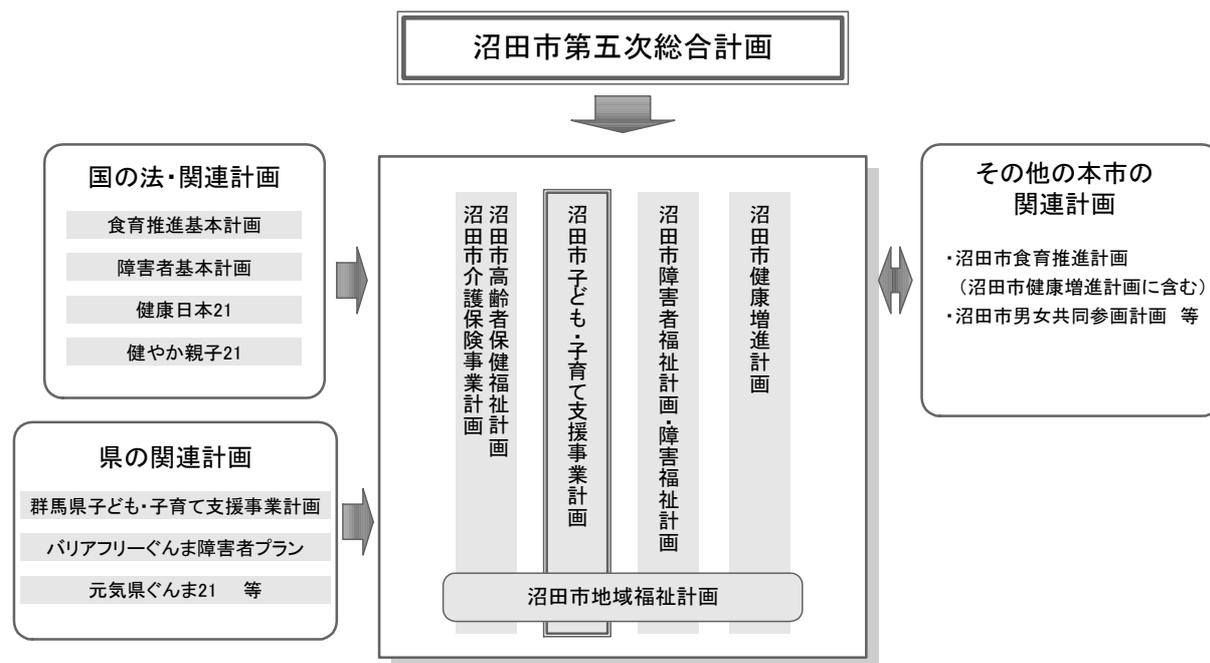
4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。



5 他の計画との調和等

本計画は、本市の最上位計画である「沼田市総合計画」に基づく部門別計画とし、これまでの沼田市次世代育成支援行動計画（平成17年度から平成26年度）を見直し、その内容を引き継ぐとともに、法の規定により子ども・子育て支援事業に関する事項を定めるものです。また、国、県及び本市の関連計画等との調和が保たれたものとしてします。



6 子ども・子育て関連3法に基づく新制度の概要

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づく「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- 児童福祉法の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(1) 新制度の内容

■質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園^{*}制度」の改善。具体的には、認可・指導監督を一本化し、施設を設置するための手続きを簡素化することや財政措置の見直しを行うことで認定こども園の普及促進を図ります。

※認定こども園の種類は、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4種類

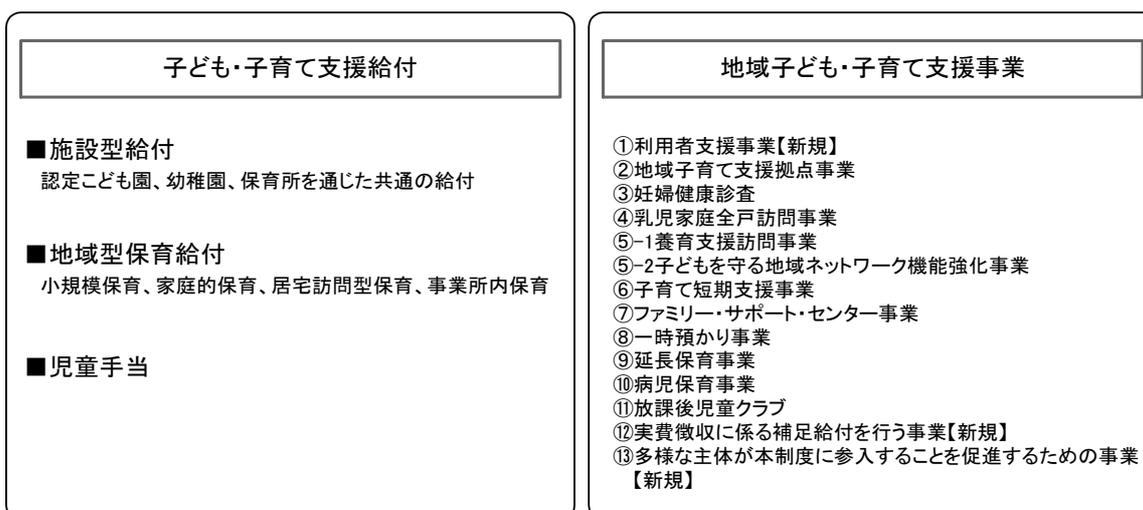
■保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。
- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設により保育の量的拡大を図ります。
- ・幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図り、教育・保育の質的改善を図ります。

■地域の子ども・子育て支援の充実

- ・すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブ（学童クラブ）や地域子育て支援拠点事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業など新たな事業を創設します。

(2) 新制度における事業の全体像

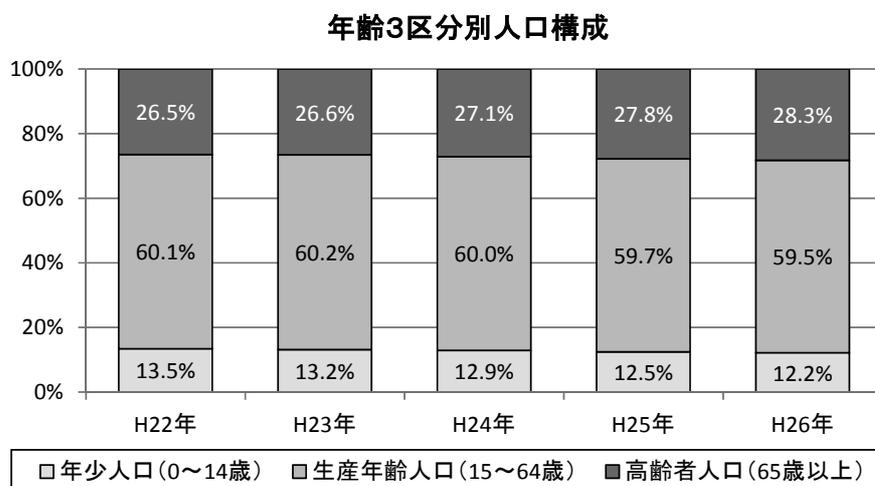
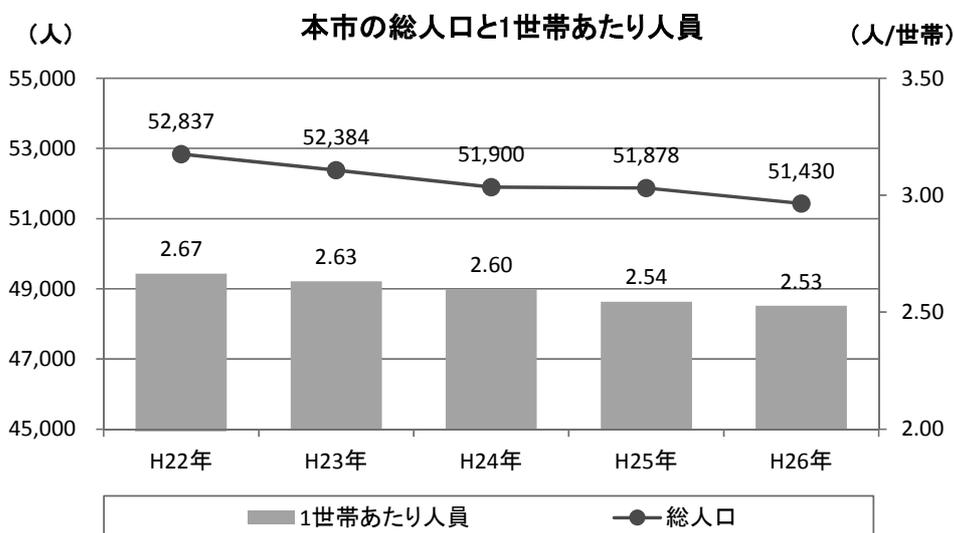


第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

1 統計からみた本市の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成22年から平成26年にかけて減少傾向で推移し、平成26年1月1日現在では51,430人となっています。また、年齢3区分別の人口構成をみると、平成26年の年少人口（0～14歳）は、平成22年に比べ1.3ポイント減少し、平成26年時点で12.2%となっています。

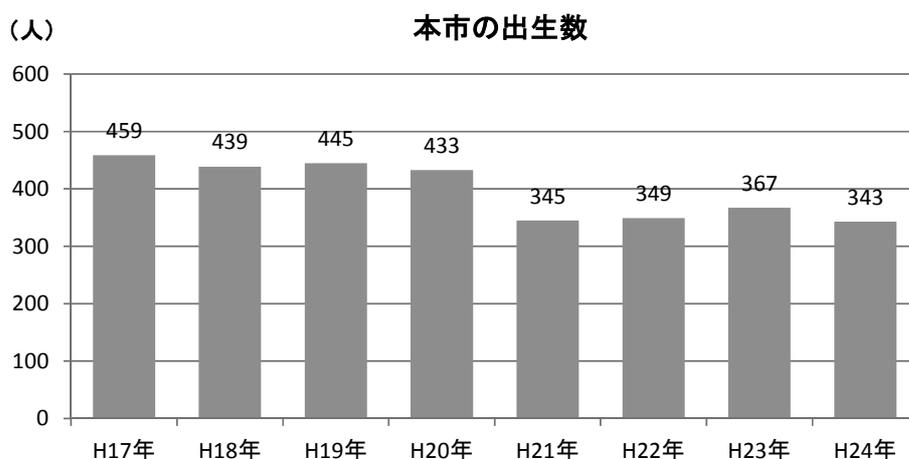


資料：群馬県 住民基本台帳年報（各年3月31日現在、H26年は1月1日現在）

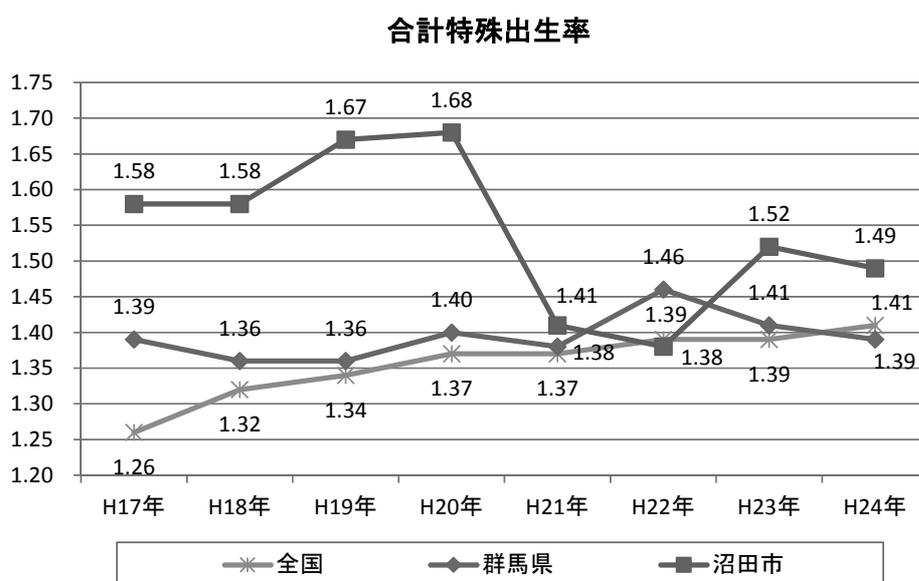
(2) 出生の動向

本市の出生数は、平成 17 年以降増減を繰り返しながら減少傾向で推移しており、平成 21 年以降は 300 人台まで減少しています。また、平成 24 年では 343 人と、平成 17 年以降最も少なくなっています。

合計特殊出生率^{*}についても、出生数の増減に伴う推移を示しており、平成 20 年から平成 21 年にかけて大きく減少しています。全国や県の平均値と比較すると、全体的には全国及び県平均を上回る傾向で推移しています。



資料：群馬県健康福祉統計年報

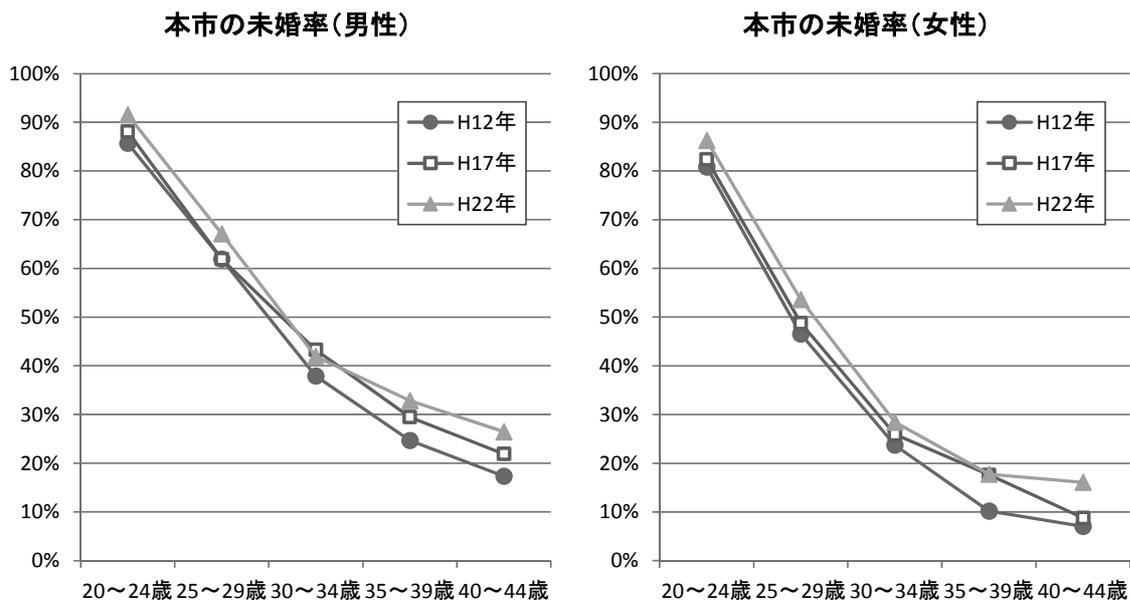


資料：群馬県健康福祉統計年報

^{*}合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子どもの数とされる。

(3) 婚姻の動向

国勢調査によると、本市の男性及び女性の未婚率は、平成12年から平成22年にかけて、男女ともに35歳以降において上昇傾向で推移しています。平成22年の40～44歳の男性をみると、平成12年の17.3%から9.2ポイント上昇し、同年齢階級の女性では、平成12年の7.1%から9.0ポイント上昇しています。



男性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
H12年	85.7%	61.9%	37.9%	24.7%	17.3%
H17年	88.1%	61.9%	43.3%	29.5%	21.9%
H22年	91.5%	67.1%	41.9%	32.8%	26.5%

女性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
H12年	80.8%	46.5%	23.7%	10.1%	7.1%
H17年	82.4%	48.8%	25.9%	17.6%	8.8%
H22年	86.3%	53.6%	28.5%	17.7%	16.1%

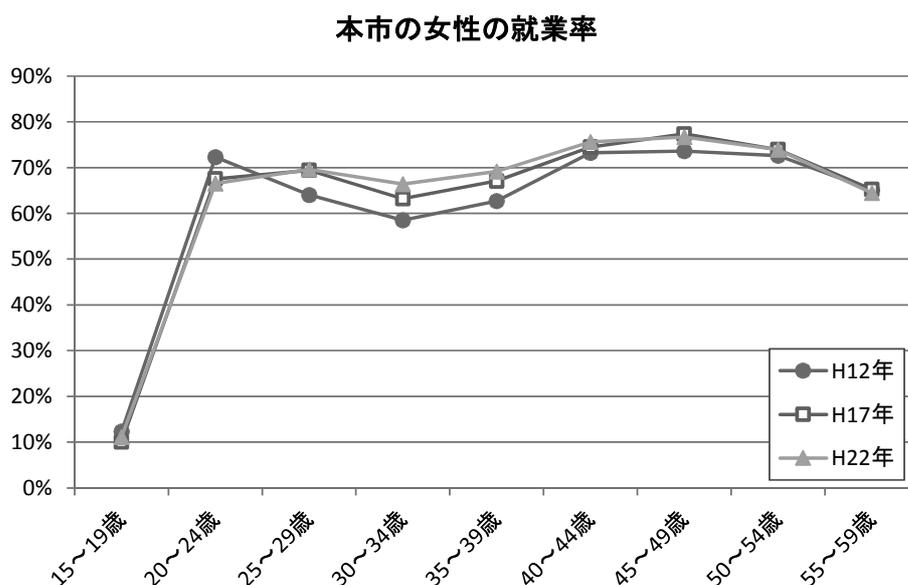
資料：国勢調査



(4) 女性の就業状況

国勢調査から本市の女性の就業率をみると、20歳代半ばと50歳前後という2つのピークをもついわゆる「M字カーブ」を描いており、出産や育児を機にいったん離職し、育児などが終わってから働き出す女性が多いことがうかがえます。

平成12年から平成22年にかけては、M字カーブの谷の部分の部分が浅くなる傾向があります。

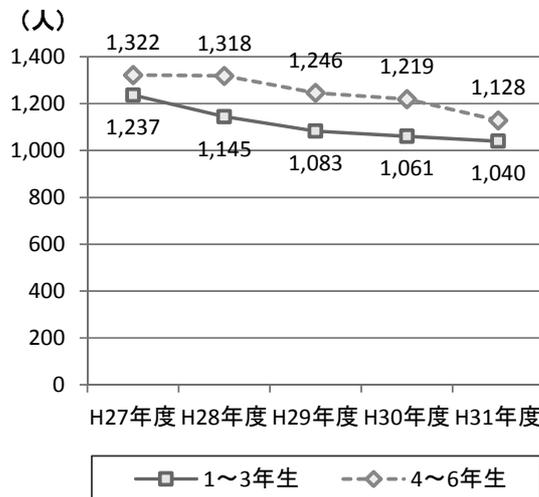
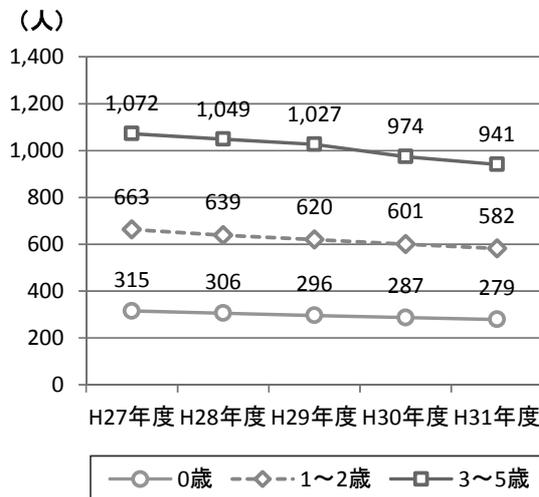


	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
H12年	12.3%	72.3%	64.0%	58.5%	62.7%	73.2%	73.6%	72.6%	65.1%
H17年	10.1%	67.6%	69.4%	63.2%	67.1%	74.5%	77.4%	73.9%	65.2%
H22年	11.1%	66.5%	69.6%	66.4%	69.2%	75.6%	76.7%	73.9%	64.5%

資料：国勢調査

(5) 人口推計

本市の未就学児と小学生の平成 27 年から平成 31 年までの人口推計をみると、未就学児及び小学生ともに減少傾向で推移すると予測されます。0 歳児をみると平成 31 年では 279 人と、ここ 5 年間で 36 人減少することが見込まれています。



	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	315	306	296	287	279
1歳	323	313	304	294	285
2歳	340	326	316	307	297
3歳	369	339	325	315	306
4歳	345	366	337	323	313
5歳	358	344	365	336	322
6歳	384	355	342	362	334
7歳	406	386	357	344	364
8歳	447	404	384	355	342
9歳	407	444	401	381	353
10歳	470	405	441	398	378
11歳	445	469	404	440	397

資料：コーホート変化率法による人口推計

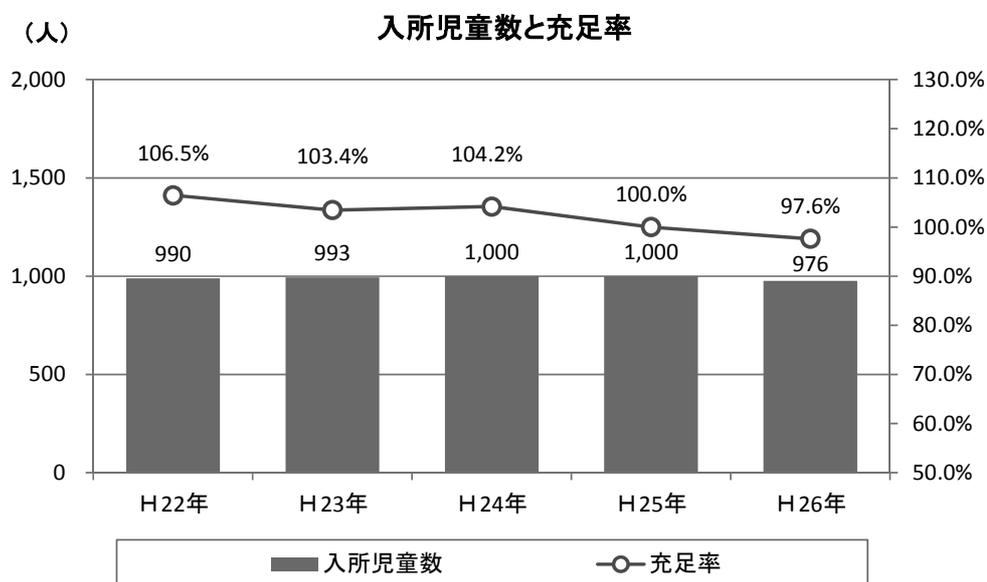


2 子育て支援サービスなどの現状

(1) 保育所（園）などの状況

① 保育所（園）入所児童数

本市の平成 26 年の保育所（園）の施設数は、公立が 5 か所、私立が 5 か所となっています。入所児童数は、平成 22 年以降ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成 26 年には平成 22 年と比較すると 14 人減少の 976 人となっています。また、充足率は平成 25 年まで約 100%超を推移していましたが、平成 26 年には 97.6%まで減少しています。



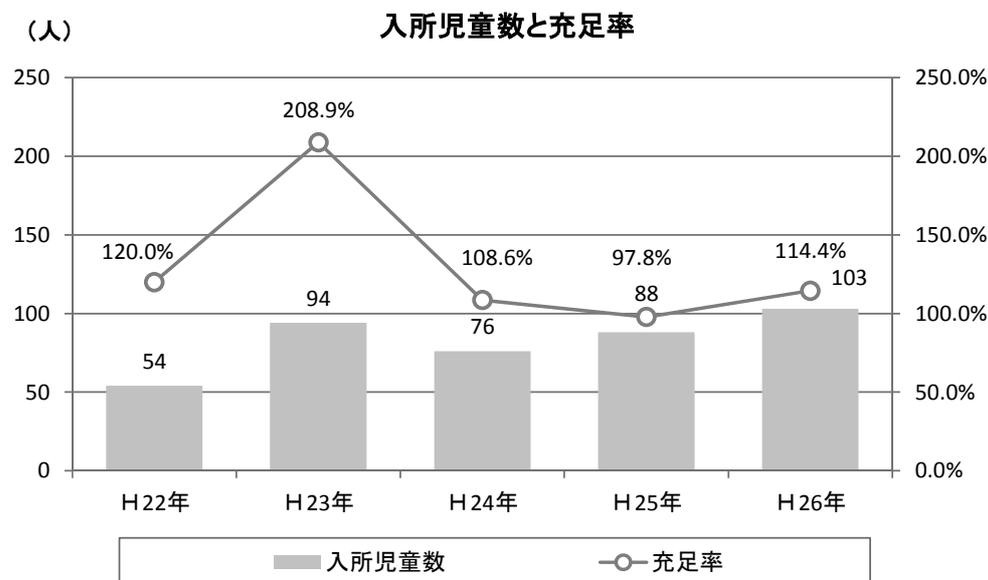
区分		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
公立	施設数（か所）	5	5	5	5	5
	定員（人）	460	480	480	480	480
	入所児童数（人）	465	434	420	416	392
	充足率（%）	101.1	90.4	87.5	86.7	81.7
私立	施設数（か所）	5	5	5	5	5
	定員（人）	470	480	480	520	520
	入所児童数（人）	525	559	580	584	584
	充足率（%）	111.7	116.5	120.8	112.3	112.3
合計	施設数（か所）	10	10	10	10	10
	定員（人）	930	960	960	1,000	1,000
	入所児童数（人）	990	993	1,000	1,000	976
	充足率（%）	106.5	103.4	104.2	100.0	97.6

資料：子ども課（各年 4 月 1 日現在）広域受託含む

※多那保育園（へき地保育所）については「③認可外保育施設等の状況」に掲載。

② 認定こども園（保育所（園）部分）の状況

本市の平成26年の認定こども園の施設数は1か所となっています。認定こども園（保育所（園）部分）入所児童数は平成24年以降増加傾向で推移しています。平成26年には、平成22年に比べ49人増加の103人となっています。また、充足率は平成26年で114.4%となっています。



区分		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
私立	施設数（か所）	1	1	1	1	1
	定員（人）	45	45	70	90	90
	入所児童数（人）	54	94	76	88	103
	充足率（%）	120.0	208.9	108.6	97.8	114.4

資料：子ども課（各年4月1日現在）広域受託含む

③ 認可外保育施設等の状況

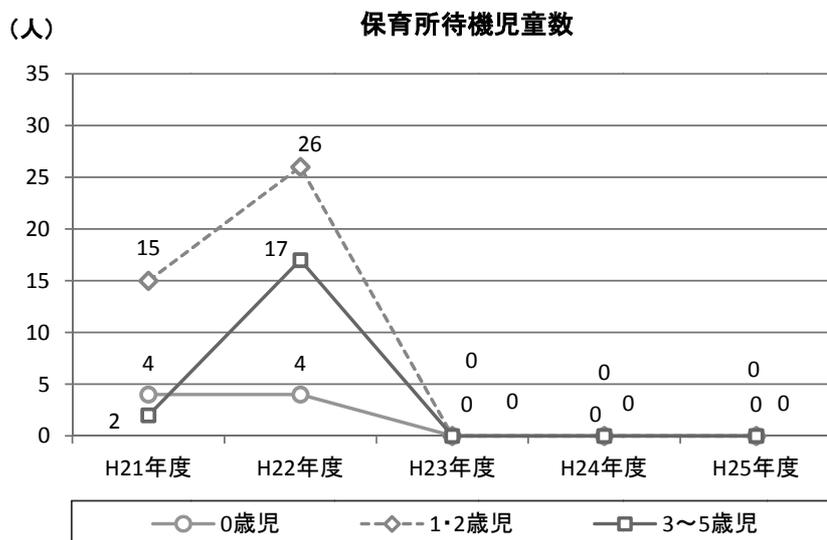
本市の認可外保育施設等の施設数は平成26年4月現在5か所となっています。

施設名	定員（人）
他の認可外保育施設	
沼田市立多那保育園	30
事業所内保育施設	
群馬ヤクルト沼田サービスセンター キッズルーム	9
利根中央病院 どんぐり保育園	30
沼田脳神経外科循環器科病院 輝き保育園	30
内田病院 ひだまり保育園	15

資料：子ども課（平成26年4月1日現在）

④ 保育所待機児童数

本市の国の定義^{*}による待機児童は、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて増加傾向で発生していましたが、平成 23 年度から平成 25 年度にかけての推移をみると、待機児童は解消され、発生していません。



	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
0 歳児	4	4	0	0	0
1・2 歳児	15	26	0	0	0
3～5 歳児	2	17	0	0	0
合計	21	47	0	0	0

資料：子ども課（各年 4 月 1 日現在）

※保育所入所待機児童とは

保育所への入所申請がなされており、入所要件を満たしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童をいう。他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し保護者の私的な理由により待機している場合は待機児童数には含まない。

(2) 子育て支援サービスの状況

① 保育所（園）及び認定こども園（保育所（園）部分）の一時預かり事業の状況

保育所（園）及び認定こども園（保育所（園）部分）の一時預かり事業は、平成 25 年度は 4 か所で実施しています。延べ利用人数は、平成 21 年度から平成 25 年度にかけて大幅な増加傾向で推移し、平成 25 年度では 3,499 人となっています。

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数（か所）	3	4	4	4	4
延べ利用人数（人）	510	1,511	1,228	3,669	3,499

資料：子ども課

② 障害児保育事業の状況

障害児保育事業は、平成 25 年度は 10 か所で実施しています。実障害児数は、平成 24 年度までは、各年度約 70 人前後と一定に推移し、平成 25 年度では 59 人となっています。

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数（か所）	9	11	9	11	10
実障害児数（人）	70	70	65	65	59

資料：子ども課

③ 病児・病後児保育事業の状況

病児・病後児保育事業は、平成 25 年度は病後児対応型 1 か所、体調不良児対応型 2 か所で実施しています。延べ利用人数は増加傾向にあります。

		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
病児 対応型	実施施設数（か所）	0	0	0	0	0
	延べ利用人数（人）	0	0	0	0	0
病後児 対応型	実施施設数（か所）	1	1	1	1	1
	延べ利用人数（人）	12	14	13	21	19
体調不良児 対応型	実施施設数（か所）	1	1	1	2	2
	延べ利用人数（人）	163	163	336	400	429

資料：子ども課

④ 放課後児童クラブ（学童クラブ）の状況

本市の放課後児童クラブ（学童クラブ）は、市内の全小学校区（13小学校区）に設置されており、平成26年は14か所で実施しています。実施か所の増加に伴い、入所児童数も増加し、平成26年には438人となっています。

区分	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
入所児童数（人）	354	375	379	422	438
か所数（か所）	12	13	13	14	14

資料：子ども課（各年5月1日現在） ただしH25年は年度途中の新設クラブを含む

⑤ 子育て支援センターの利用状況

子育て支援センターは、平成25年度は3か所で実施しています。平成21年度以降延べ利用人数は増加傾向で推移しており、平成25年度には11,699人となっています。

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
利用延べ人数（人）	8,395	9,489	8,554	9,559	11,699
か所数（か所）	2	2	2	2	3

資料：子ども課

⑥ ファミリー・サポート・センターの状況

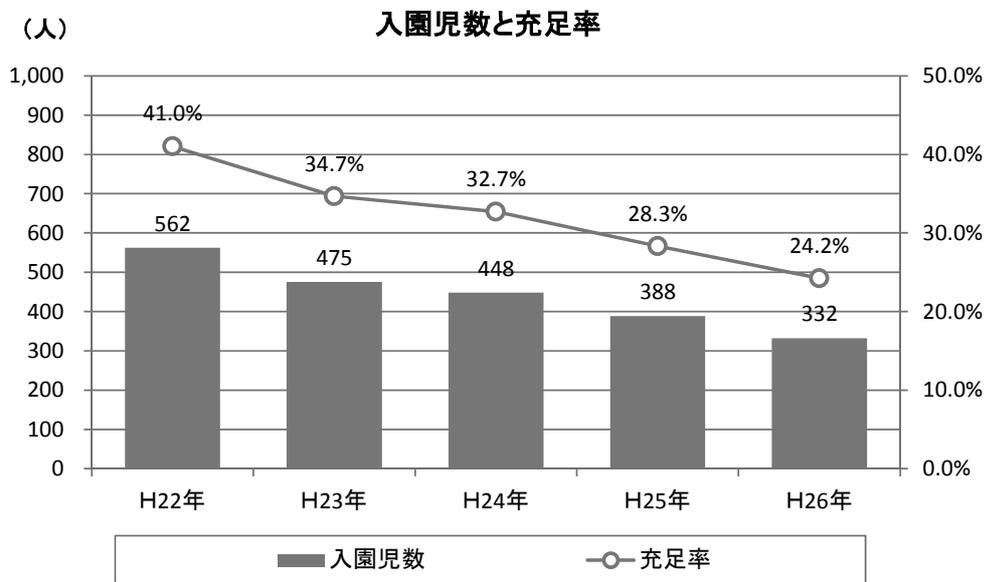
ファミリー・サポート・センターの活動件数は、平成23年度以降増加傾向にあり、平成25年度は239件となっています。また、提供会員の増加がみられる一方で、依頼会員に比べ、提供会員と両方会員が少ない状況が続いています。

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
活動件数（延べ件数）	199	92	116	179	239	
会員数	依頼会員	267	316	366	418	442
	提供会員	34	36	38	46	53
	両方会員	11	16	22	26	31
	合計	312	368	426	490	526

資料：子ども課

(3) 幼稚園の状況（認定こども園の幼稚園部分を含む）

本市の平成 26 年の幼稚園の施設数は、公立が 5 か所、私立が 3 か所となっています。入所児童数は、平成 22 年以降減少し、平成 26 年では 332 人となっています。また、充足率は平成 22 年で最も高く 41.0%となっています。



区分		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
公立	施設数（か所）	5	5	5	5	5
	定員（人）	540	540	540	540	540
	入園児数（人）	268	234	221	181	166
	充足率（%）	49.6%	43.3%	40.9%	33.5%	30.7%
私立	施設数（か所）	3	3	3	3	3
	定員（人）	830	830	830	830	830
	入園児数（人）	294	241	227	207	166
	充足率（%）	35.4%	29.0%	27.3%	24.9%	20.0%
合計	施設数（か所）	8	8	8	8	8
	定員（人）	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
	入園児数（人）	562	475	448	388	332
	充足率（%）	41.0%	34.7%	32.7%	28.3%	24.2%

資料：教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

(4) 小学校・中学校の状況**① 小学校の状況**

本市の小学校は平成26年では13校あり、児童数は2,641人となっています。児童数は平成22年から減少傾向で推移しています。

区分	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
児童数(人)	2,955	2,899	2,801	2,741	2,641
学校数(校)	13	13	13	13	13

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

② 中学校の状況

本市の中学校は平成26年では9校あり、生徒数は1,462人となっています。生徒数は平成24年以降やや減少傾向で推移しています。

区分	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
生徒数(人)	1,626	1,638	1,574	1,504	1,462
学校数(校)	9	9	9	9	9

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

③ 特別支援学校の状況

平成26年5月1日現在の特別支援学校の在籍児童数は、小学部で14人、中学部で5人となっています。

学校名	在籍児童数(人)				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
特別支援学校	—	14	5	—	19

資料：教育委員会・その他（平成26年5月1日現在）、本市の通学児童のみ

(5) 障害児通園施設の状況

障害児通園施設（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の利用人数は、平成 25 年度では、児童発達支援が 8 人、放課後等デイサービスが 4 人となっており、放課後等デイサービスの利用がやや増加しています。

利用人数(人)	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
児童デイサービス	1	8	9	7	—
児童発達支援	—	—	—	9	8
放課後等デイサービス	—	—	—	2	4

資料：社会福祉課（利用人数）

(6) 児童虐待などの現状**① 家庭児童相談室への相談件数**

平成 25 年度の家庭児童相談室への相談件数は 731 件で、そのうち、「児童虐待」の相談が 16.8%を占め、「養護」の相談が 3.1%となっています。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
児童相談 児童虐待相談	23	24	52	49	123
養護相談	0	0	0	3	23
保健相談	7	0	0	2	0
ぐ犯行為相談	9	0	0	0	2
言語発達障害相談	0	0	2	2	0
性格行動相談	15	32	13	0	0
不登校相談	9	52	4	16	18
育児・しつけ相談	6	1	5	3	22
いじめ相談	0	0	5	0	0
その他の相談	19	67	98	256	229
成人相談 DV相談(児童関連)	12	0	4	3	4
自立支援	134	130	130	124	152
家庭問題	84	53	33	14	7
その他の相談	23	17	69	151	151
合計(件)	341	376	415	623	731

資料：子ども課（延べ件数）

3 ニーズ調査結果からわかる現状

本計画の策定に向けて、幼稚園・保育所・放課後児童クラブ（学童クラブ）などの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査期間

平成 25 年 12 月 2 日 ～ 平成 25 年 12 月 25 日

■調査対象者

市内在住の0歳から5歳（就学前児童）、市内の小学校に在籍する小学1年生から小学3年生の子どもがいる世帯を対象に調査を実施。

■調査結果

区分	配布枚数	回収数	回収率
就学前児童	1,781 件	888 件	49.9%
小学生	1,330 件	1,297 件	97.5%

※就学前児童は郵送により配布回収、小学生は手渡し配布回収による調査を実施。

ニーズ調査結果の活用

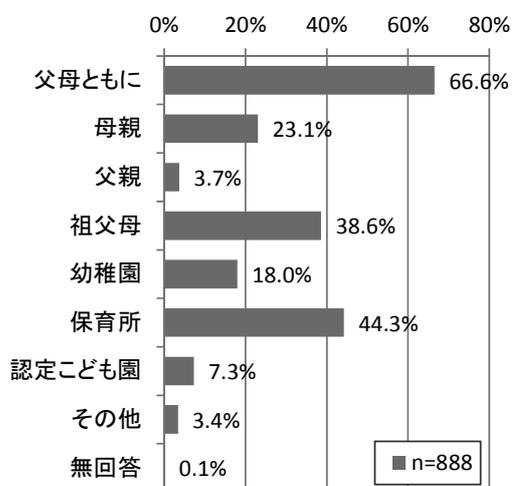
- ① 国必須設問を中心とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の実施
- ② 国配布のワークシートにより、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出
- ③ 本市のこれまでの事業実績、地域の状況や算出したニーズ量を検証し、本市の各事業の量の見込みを設定
- ④ 本市の各事業の量の見込みに応じた整備計画を策定

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

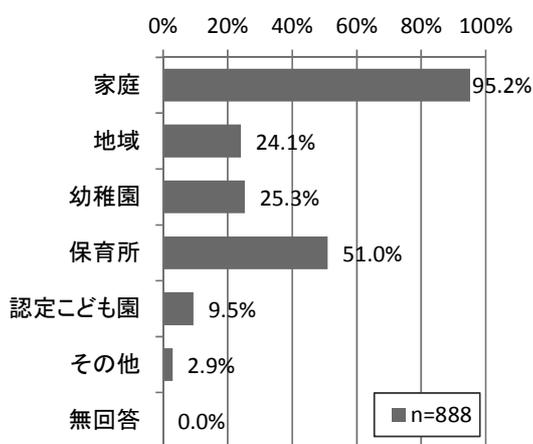
① 子育てや教育に日常的に関わっている方、もっとも影響する環境

子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」の割合が66.6%と最も高く、次いで「保育所」が44.3%、「祖父母」が38.6%となっています。また、子育てや教育にもっとも影響する環境では、「家庭」の割合が95.2%と最も高く、「保育所」が51.0%で続いています。

▲ 日常的に関わっている方



▲ もっとも影響する環境

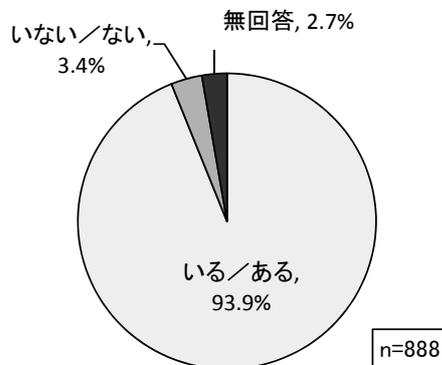


※グラフはともに複数回答でグラフ中凡例 n は回答者数（以下同様）。

② 子育てや教育をする上での相談相手の有無

子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、「いる/ある」の割合が93.9%と高い中、「いない/ない」の割合は3.4%となっています。

また、主な相談先は、「祖父母等の親族」や「友人や知人」など身近な人の割合がいずれも8割前後と高く、「保育士」の割合も3割弱と比較的高くなっています。

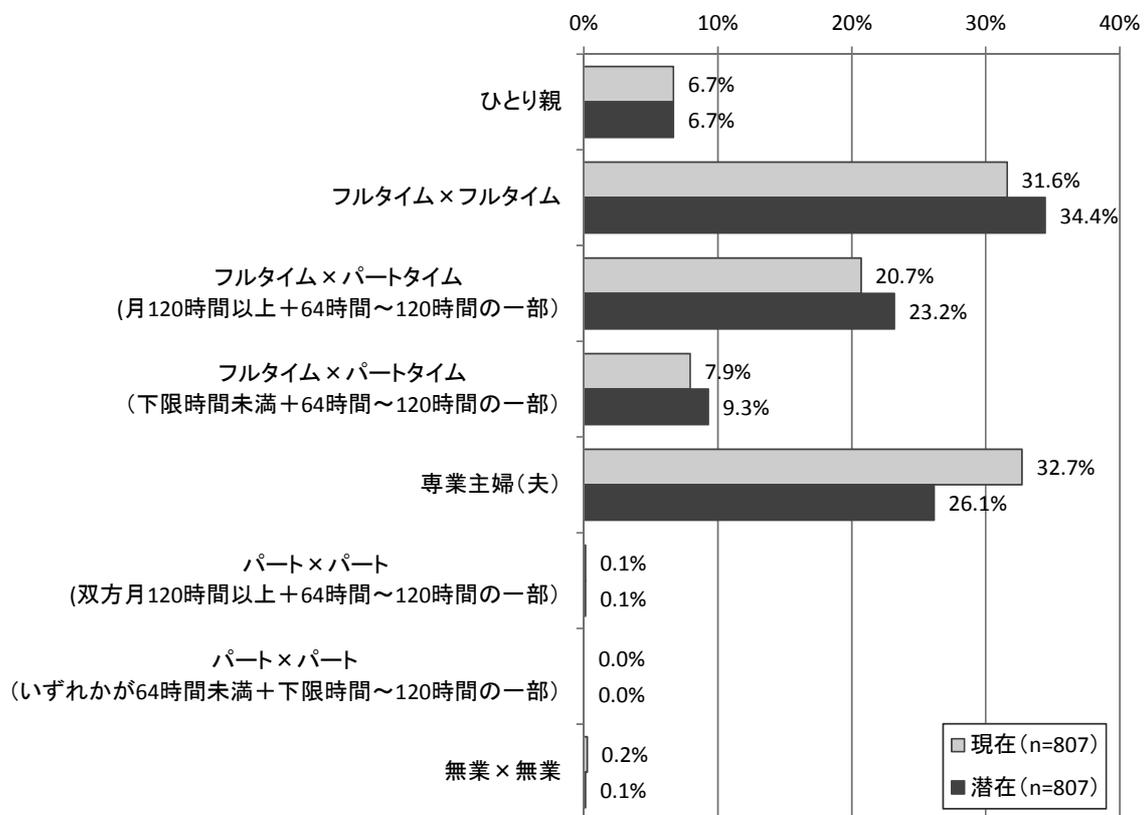


(2) 保護者などの就労の状況

下のグラフは、今回の調査結果により父母の就労状況の組み合わせ（家庭類型）を示したものです。

現在の家庭類型では、「専業主婦（夫）」の割合が32.7%と最も高く、「フルタイム×フルタイム」についても31.6%と比較的高くなっています。

今後の就労希望などを勘案した潜在の家庭類型では、「専業主婦（夫）」の割合が減少し、「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」などの共働き世帯がやや増加しています。

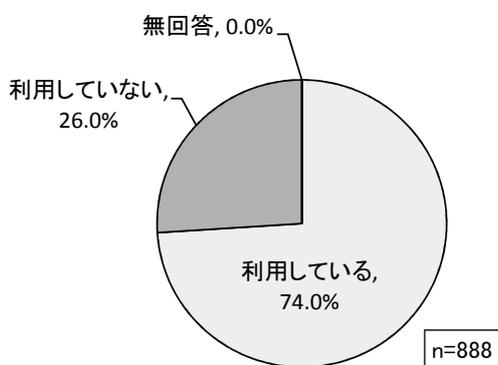


※グラフ中、「現在」は現在の就労状況、「潜在」は今後の就労希望を勘案した割合となっている。

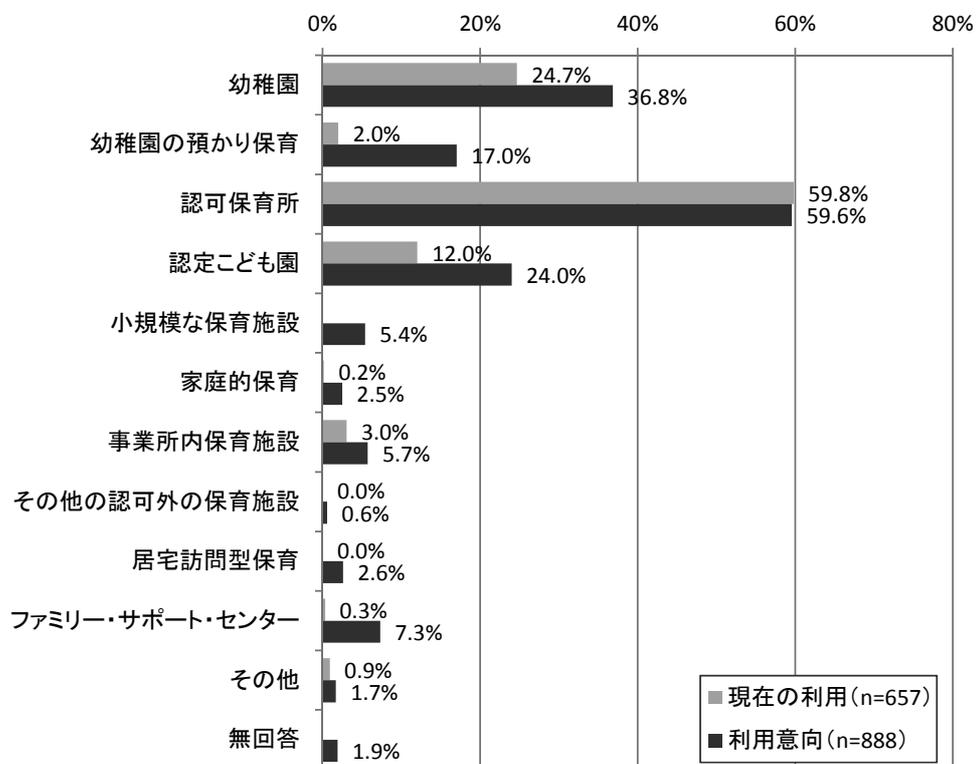
(3) 教育・保育の利用状況と利用意向

幼稚園や保育所(園)などの定期的な教育・保育の利用状況は、「利用している」が74.0%に対し、「利用していない」が26.0%となっています。また、現在利用している教育・保育の種類では、「認可保育所」の割合が59.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が24.7%となっています。さらに、今後の利用意向では、「認可保育所」の割合が過半数を超え高い中、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」などの割合が現在に比べ増加しています。

▲幼稚園や保育所(園)などの定期的な教育・保育の利用



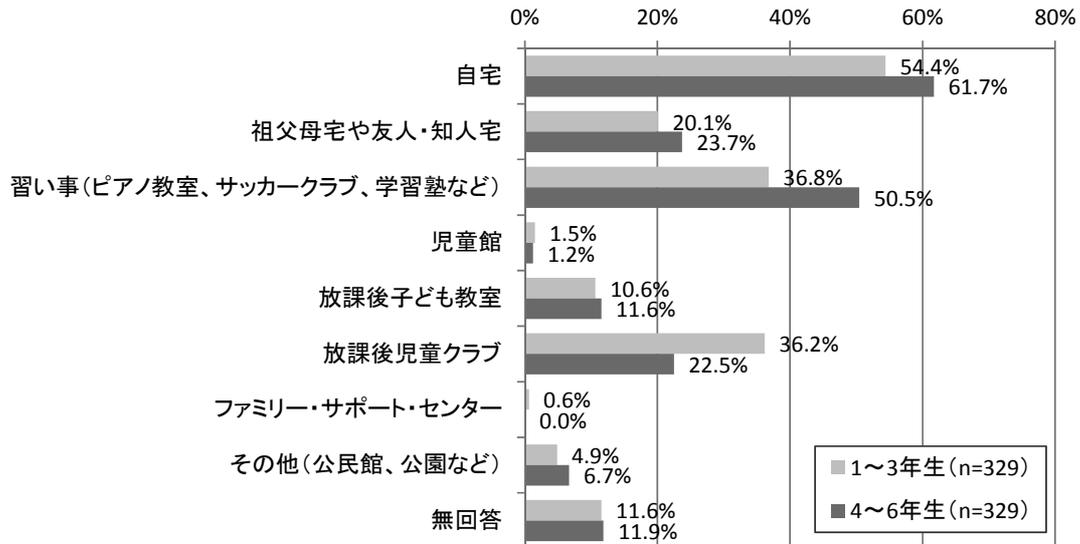
▲教育・保育の利用状況と利用意向



※グラフはともに複数回答

(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方は、低学年では「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」や「放課後児童クラブ（学童クラブ）」の割合がそれぞれ4割弱から6割弱と高くなっています。また、高学年では、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」などの割合が低学年に比べやや増加し、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」の割合が減少しています。

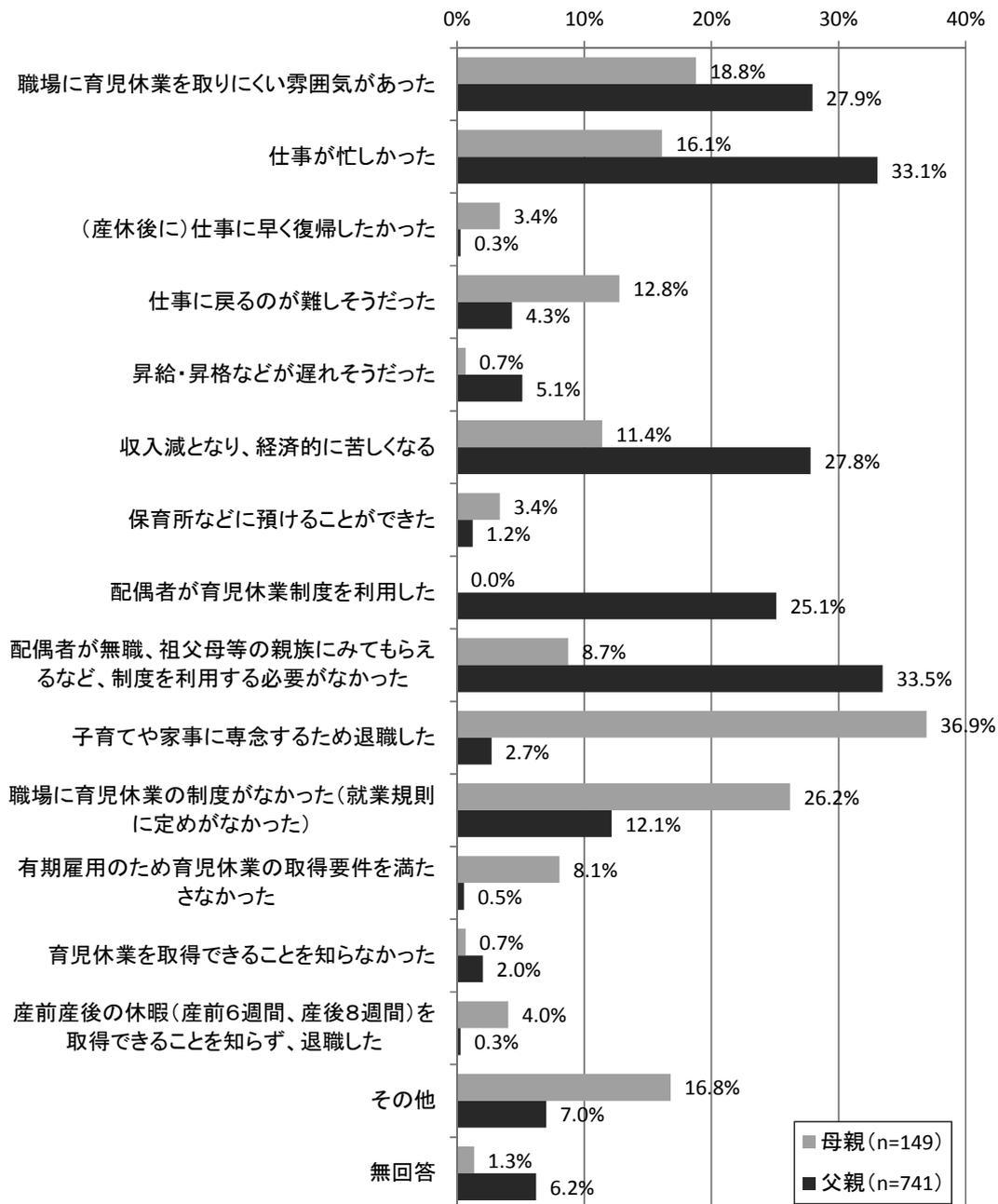


※グラフは5歳児のみの設問で、複数回答



(5) 育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由は、「母親」では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が36.9%と高く、「父親」では、「仕事が忙しかった(33.1%)」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった(33.5%)」の割合がそれぞれ3割を超え高くなっています。

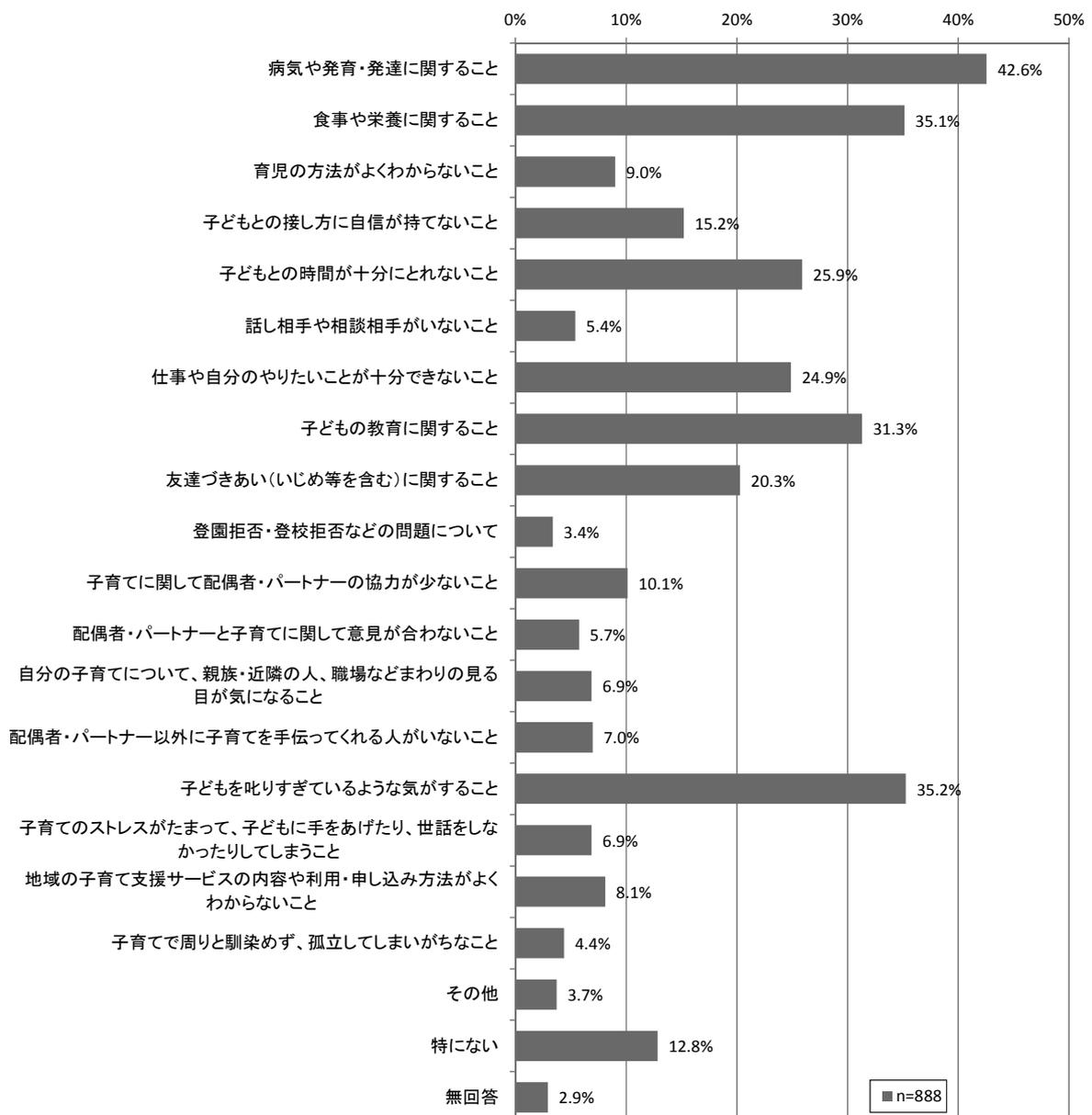


※グラフは複数回答

(6) 子育てに関する不安や悩み

子育てに関して日頃悩んでいることについては、「病気や発育・発達に関すること(42.6%)」「食事や栄養に関すること(35.1%)」「子どもの教育に関すること(31.3%)」「子どもを叱りすぎているような気がする(35.2%)」の割合がそれぞれ3割から4割と高くなっています。

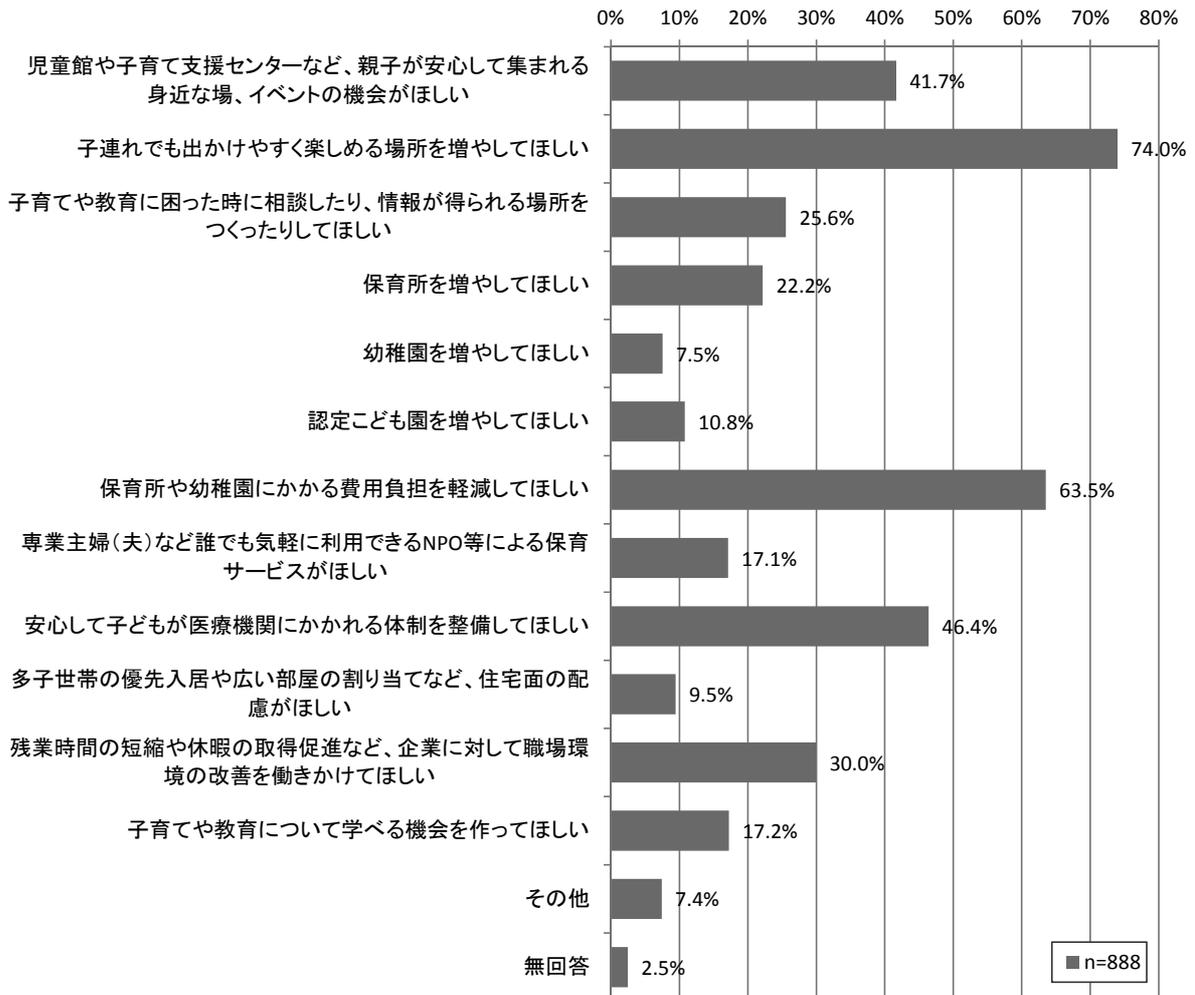
▲子育てに関して日頃悩んでいること



※グラフは複数回答

(7) 子育てをするうえで必要な支援策

子育てをするうえで必要な支援策については、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」の割合が74.0%と最も高く、次いで「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が63.5%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が46.4%と続いています。



※グラフは複数回答

4 次世代育成支援行動計画（後期計画）の状況

（1）次世代育成支援行動計画（後期計画）平成22年度～26年度

基本目標1 親子の健康づくり

- 基本施策1 安全で快適な妊娠・出産への支援
- 2 子どもと母親への健康支援
 - (1) 子どもと母親の健康づくり
 - (2) 食育の推進
 - 3 自信を持ち楽しんで子育てできるための支援
 - 4 小児医療の充実

妊婦健康診査の費用助成や乳幼児健康診査の実施、子育ての孤立化を防ぐ乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）や相談体制の整備など、妊娠から育児まで切れ目のない支援を目標に事業を実施しています。

基本目標2 地域における子育て支援

- 基本施策1 子育てへの多様な支援
- (1) 家庭における子育てへの支援
 - (2) 子育てに関する経済的支援
 - (3) 相談体制の強化
 - 2 保育サービスの充実
 - (1) 多様な保育サービスの充実
 - (2) 保育サービスの質の向上
 - (3) 相談体制の強化
 - 3 子育てと仕事の両立の支援
 - 4 特別な支援を必要とする児童等への対応
 - (1) ひとり親家庭への支援
 - (2) 障害のある子どもへの施策の充実
 - (3) 児童虐待防止への取組

地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点）、ファミリー・サポート・センターなどの子育て支援事業や、多様なニーズにあわせた保育サービスの充実など、すべての子どもへの支援を目標に事業を実施しています。

基本目標3 次代を担う心豊かな人づくり

- 基本施策1 幼児教育・学校教育の充実
- (1) 幼児教育の充実
 - (2) 確かな学力の向上
 - (3) 豊かな心と健やかな体の育成
 - (4) 信頼される学校づくり
 - 2 多様な体験機会の拡大
 - 3 子どもの活動を支援する環境の整備

子どもの健やかな育ちを目指し、心身の発達に応じた適切な教育、多様な体験機会を提供する事業を実施しています。

基本目標4 安心して子育てできる環境づくり

- 基本施策1 良好な居住環境の確保
 2 子どもの交通安全の確保
 3 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

生活道路や通学路の安全の確保、防犯活動など、安心、安全な子育て環境づくりを推進しています。

(2) 特定事業の進捗状況

子育て支援サービス	平成20年度 実績	平成26年度 目標事業量	平成26年度 実績見込み
①通常保育事業（定員）	970人	1,100人	1,120人
②特定保育事業	3か所	3か所	3か所
③延長保育事業	7か所	9か所	7か所
④夜間保育事業	0か所	0か所	0か所
⑤トワイライトステイ事業	0か所	0か所	0か所
⑥休日保育事業	0か所	1か所	0か所
⑦病児・病後児保育事業(体調不良児対応型) 病後児保育事業	1か所 1か所	1か所 1か所	1か所 1か所
⑧放課後児童健全育成事業	10か所	12か所	14か所
⑨一時預かり事業	3か所	4か所	4か所
⑩地域子育て支援センター事業	2か所	2か所	3か所
⑪ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所	1か所
⑫ショートステイ事業	0か所	0か所	0か所

※特定事業とは、国が保育事業など子育て支援策において重要な事業を選び、市町村が地域行動計画を策定する際に、具体的な数値目標を設定することとしている事業。

○計画期間中に目標を達成できない見込みの事業、未実施の事業は、現在の状況やニーズに合わせた見直しを図り、次の計画へ引き継ぎ整備を進めます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえるとともに、本市の次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぎ設定します。

沼田市子ども・子育て支援事業計画の基本理念

子どもが 親が 地域が 元気！ みんなで育てる沼田の子

- 子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえて策定します。
- 沼田市次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぎます。
- 子どもの最善の利益が実現するまちを目指します。

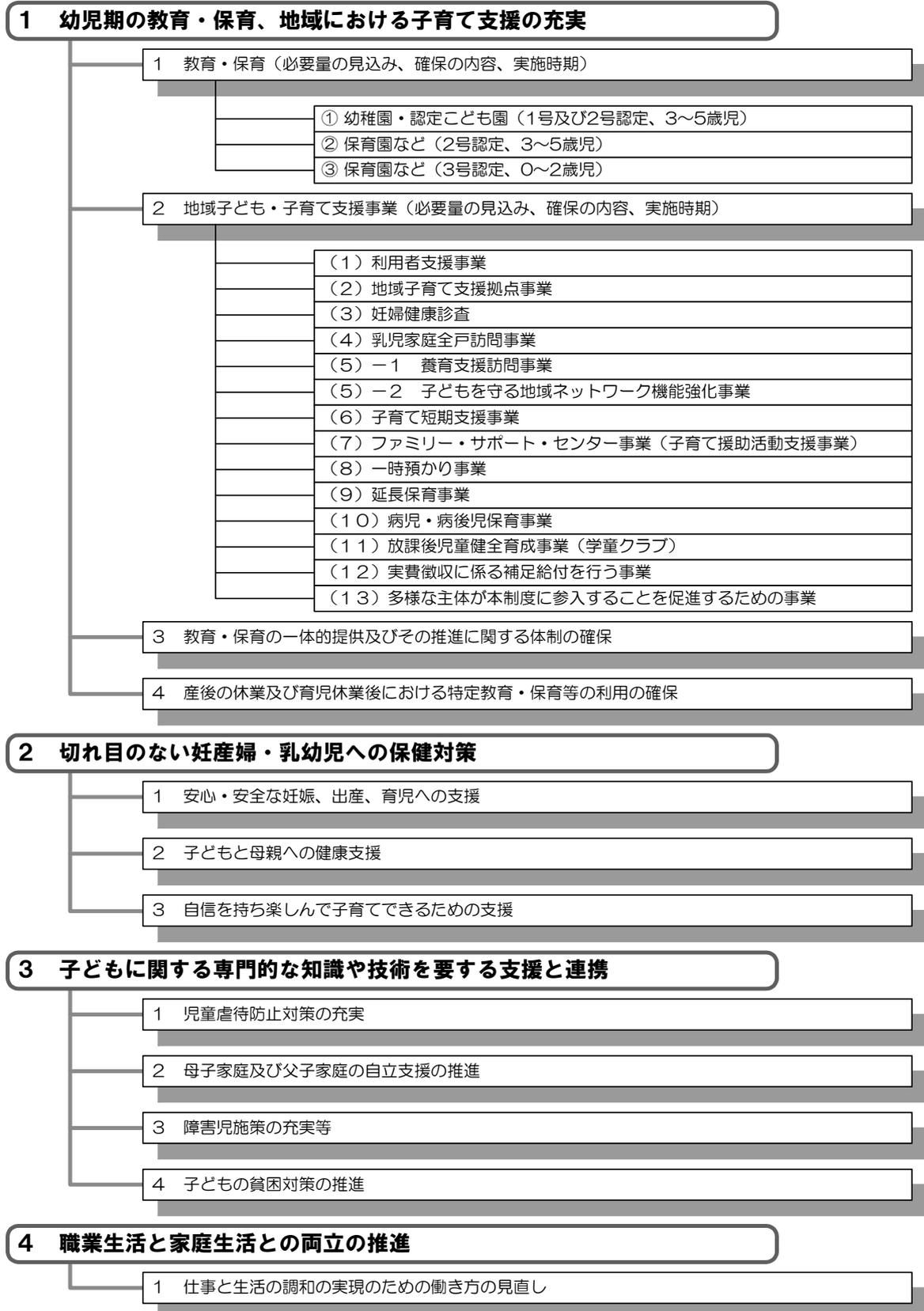
2 教育・保育提供区域の設定

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は市全域を1区域とし、一体的に提供します。



3 計画の体系

本計画の体系は以下の通りです。



第4章 計画の推進方策

1 幼児期の教育・保育、地域における子育て支援の充実

1 教育・保育（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）

① 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）

【量の見込み】

○平成25年度の1号認定(3～5歳児)の幼稚園への入園児数は388人となっており、
認定定員1,370人に対し28.3%の充足率となっています。

○ニーズ調査の利用意向により量の見込みを設定します。

【確保方策】

○H26年度の認定定員は、計画期間を通して量の見込みを上回っている状況であり、現
状により量の見込みを確保します。

(単位：人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み		364	355	348	331	319
②確保方策	教育・保育(1号認定)	295	288	282	268	259
	教育・保育(2号認定) 教育の利用希望が強い	69	67	66	63	60
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

(参考) H26年度認定定員：1,370人(認定こども園含む) H27年度以降の確保方策は利用定員による
※教育・保育は、認定こども園(幼稚園部分)、幼稚園
※幼稚園等利用の2号認定：保護者の就労等により2号認定対象者であるが、幼稚園等の教育の希望が強いもの

■各年度における整備量

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
認定こども園	35	55	—	—	—
幼稚園	▲35	▲55	—	—	—
合計	0	0	—	—	—

※上表数値は、各年度における整備量 移行による

② 保育所（園）など（2号認定、3～5歳児）

【量の見込み】

○平成25年度の2号認定（3～5歳児）の保育園（認定こども園を含む）への入所児童数は740人となっており、2号認定定員714人に対し103.6%の入所率となっています。

○ニーズ調査による利用意向は、平成25年度の利用児童数よりも下回っている状況ですが、現状の利用児童数により量の見込みを設定します。また、児童数の減少が見込まれますが、就業率などの増加を勘案し、平成28年度以降についても平成27年度の量の見込みを確保します。

【確保方策】

○認定こども園への移行促進及び認可保育所の定員増により、量の確保に努めます。

(単位：人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み		740	740	740	740	740
②確保方策	教育・保育※1	697	712	723	723	723
	地域型保育※2	17	17	17	17	17
認可外保育施設※3		—	—	—	—	—
②-①		▲26	▲11	0	0	0

(参考) H26年度認可定員：714人（認定こども園を含む） H27年度以降の確保方策は利用定員による

※1：教育・保育は、認定こども園（保育所部分）、保育所（園）

※2：へき地保育園（多那保育園）が該当

※3：市または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

■各年度における整備量

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
認定こども園	—	10	3	—	—
保育所	—	5	8	—	—
地域型保育	—	0	0	—	—
合計	—	15	11	—	—

※上表数値は、各年度における整備量 移行または定員変更による

③ 保育所（園）など（3号認定、0～2歳児）

【量の見込み】

○平成 25 年度の 3 号認定（0～2 歳児）の保育園（認定こども園を含む）への入所児童数は、0 歳児が 71 人、1・2 歳児が 351 人となっており、3 号認定定員 406 人に対し 103.9%の入所率となっています。

○ニーズ調査による利用意向は、平成 25 年度の利用児童数よりもやや上回っている状況ですが、平成 27 年度から 28 年度にかけて、認定こども園及び地域型保育の整備、保育園の定員の増加、定員の弾力化への対応を実施するため、これらを考慮した量の見込みを設定します。

【確保方策】

○認定こども園への移行促進、認可保育所の定員増、地域型保育の設置により、量の確保に努めます。

(単位：人)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み		462(82)	462(82)	462(82)	462(82)	462(82)
②確保方策	教育・保育※ ¹	402(66)	427(71)	439(75)	439(75)	439(75)
	地域型保育※ ²	14(5)	16(6)	23(7)	23(7)	23(7)
認可外保育施設※ ³		—	—	—	—	—
②-①		▲46(11)	▲19(5)	0	0	0

(参考) H26 年度認可定員：406 人(0 歳：68 人、1、2 歳 388 人) H27 年度以降の確保方策は利用定員による

※1：教育・保育は、認定こども園（保育所部分）、保育所（園）

※2：へき地保育園（多那保育園）、事業所内保育施設が該当

※3：市または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

※表中（ ）内は 0 歳児の内数。

■各年度における整備量

(単位：人)

	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		H31 年度	
	0 歳	1-2 歳								
認定こども園	—	—	2	15	2	4	—	—	—	—
保育所	—	—	3	5	2	4	—	—	—	—
地域型保育事業	—	—	1	1	1	6	—	—	—	—
合計	—	—	6	21	5	14	—	—	—	—

※上表数値は、各年度における整備量 移行または定員変更による

2 地域子ども・子育て支援事業（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）

（1）利用者支援事業 **新規事業**

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

○子ども課窓口支援員を配置し事業を実施します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

（2）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み】

○平成 25 年度の実績は、3か所で実施し、年間の延べ利用人数は 6,343 人回となっています。

○ニーズ調査による利用意向は、平成 25 年度の利用実績よりも上回っていますが、今後も3か所で事業を実施し、現状の利用実績により量の見込みを設定します。

【確保方策】

○現状の実施か所数を維持し、量の見込みを確保します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人回)	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
確保方策(人回、か所)	6,500 3 か所				

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人14回の公費助成を行っています。

【量の見込みと確保方策】

○平成25年度の実績は、妊娠届（妊婦窓口相談を含む）件数390件に対し、延べ受診回数は4,216回となっています。

○計画期間中の量の見込みは、0歳児の推計児童数とします。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人)	315 (4,410回)	306 (4,284回)	296 (4,144回)	287 (4,018回)	279 (3,906回)
確保方策	実施場所: 医療機関及び助産所等 実施体制: 医療機関に委託 検査項目: 県及び市町村と群馬県医師会が決定した統一検査項目(県統一受診券を1人14回配布) 実施時期: 通年				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

【量の見込みと確保方策】

○平成25年度の実績は、対象児351人に対し、訪問件数は344件(98.0%)となっています。

○計画期間中の量の見込みは、0歳児の推計児童数とします。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人)	315	306	296	287	279
確保方策	実施体制: 市保健師、助産師(非常勤特別職)				

(5) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保方策】

○平成 25 年度の実績は、類似の事業（幼児訪問指導）件数 49 件となっています。

○実績を勘案し、量の見込みを設定します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人)	50	50	50	50	50
確保方策	本市では養育訪問事業未実施のため、今後、実施に向け検討します。				

(5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【市の方向性】

○関係職員の専門性強化を図るとともに、関係機関の連携を図ります。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを児童養護施設等で預かり、必要な保護を行う事業【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）】です。

【量の見込みと確保方策】

○ニーズ調査による利用意向を量の見込みとします。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)	18	17	17	16	16
確保方策	本市では児童養護施設等の受入可能施設がないため、今後も関係機関との連携を強化し、必要に応じて情報提供や利用支援を実施します。				

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の子どもを持つ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

○平成 25 年度の利用実績は、活動件数が 239 件となっており、そのうち主な利用は、保育施設等入所前の援助が 70 件（29.3%）、保護者等の病気、その他急用の場合の援助が 56 件（23.4%）、子どもの習い事等の送迎援助が 41 件（17.2%）となっています。

○本市では、本事業による病児対応は実施していません。

○ニーズ調査による、就学後の利用意向は、低学年において年間 40 件弱あります。

○計画期間中の量の見込みは、現状の利用実績を勘案し設定します。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)		250	250	250	250	250
確保方策(人日)	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	210	210	210	210	210
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業 (就学後)	40	40	40	40	40

子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)未実施

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所(園)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】**①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】**

○平成 25 年度の幼稚園における在園児を対象とした預かり保育は、在園児童数 388 人に対し、年間の延べ利用日数は約 3,145 人日で、1 人あたり年平均 8 日の利用となっています。

○ニーズ調査による1号認定児童の利用意向と、2号認定（保護者の就労等により保育を必要とする児童）で幼稚園を利用する児童が預かり保育を、ほぼ毎日、利用するとして算出するニーズ量の合計は約17,800人日となり、現在の利用実績を大きく上回りますが、本市においては祖父母等が子育てに関わる割合が高く、現状では一時預かり（預かり保育）を毎日利用する児童が少ないことから、幼稚園における一時預かり（預かり保育）の量の見込みは、利用実績を考慮し1人あたり年平均8日の利用として設定します。

②【幼稚園以外の一時的預かり（保育園(所)）等】

○平成25年度の保育園で実施している一時保育及びファミリー・サポート・センターで実施している一時預かりの実績は、年間の延べ利用人数約3,643人日（保育園3,499件、ファミリー・サポート・センター144件）となっています。

○ニーズ調査による利用意向から算出する幼稚園以外の一時的預かりのニーズ量は約8,900人日となり、現在の利用実績を大きく上回りますが、共働き家庭のニーズは保育園等の通常利用での充足を考慮し、量の見込みは利用実績から設定します。

○一時預かり事業（在園児対象型を除く）については、平成25年度の利用実績、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）についてはファミリー・サポート・センター全体の活動件数の60%程度の利用を量の見込みとして設定します。

①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人日)	1号による利用	582	568	557	530	510
	2号による利用	2,330	2,272	2,227	2,118	2,042
確保方策(人日)	在園児対象型	2,912	2,840	2,784	2,648	2,552

②【幼稚園以外の一時的預かり】

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人日)		3,650	3,650	3,650	3,650	3,650
確保方策(人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	150	150	150	150	150
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0

子育て短期支援事業(トワイライトステイ)未実施

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

○平成 25 年度の利用実績は、7 か所で実施し、年間の実利用人数が 389 人となっています。

○ニーズ調査による利用意向により量の見込みを設定します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人)	315	306	299	286	277
確保の内容(人、か所)	315 7 か所	306 7 か所	299 7 か所	286 7 か所	277 7 か所

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【量の見込みと確保方策】

○平成 25 年度の利用実績は、病後児対応型 1 か所、体調不良児型 2 か所で実施し、年間の延べ利用人数は 448 人となっています。

○量の見込みは利用定員により設定します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	
量の見込み(人日)	950	950	950	950	950	
確保方策(人日)	病後児対応型	870	870	870	870	870
	体調不良児対応型	80	80	80	80	80
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0

子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)未実施

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や長期休み等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

○平成 25 年度の利用実績は、14 か所で実施し、入所児童数は、低学年が 317 人、高学年が 105 人で合計 422 人となっています。

○量の見込みは、就学児調査によるニーズ量を設定します。

（学童クラブ）

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み （人）	低学年	292	270	256	250	245
	高学年	197	197	186	182	168
	合計	489	467	442	432	413
②確保方策（人）		489	467	442	432	413

（参考）H26 年度定員：526 人

○量の見込みは市全体の定員数を下回っていますが、地域性を考慮し必要な地域には整備を進めます。

【放課後子ども教室との関係】

放課後子ども教室は、地域ボランティア等の協力により放課後等にスポーツや体験学習等を行う事業です。保護者の就労の有無にかかわらず、すべての小学生を対象とします。

○すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりのため、放課後子ども総合プランに基づき、学童クラブと放課後子ども教室との連携による事業の整備を進めます。

（放課後子ども教室）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
放課後子ども教室（か所）	3	3	3	4	4
うち学童クラブと一体的に実施	0	1	1	1	1
うち学童クラブと連携して実施	0	2	2	3	3

（参考）H26 年度：放課後子ども教室 3 か所

* 一体的に実施：同一の小学校内等で両事業を実施

* 連携して実施：小学校外（公民館等）で両事業を連携して実施

○学童クラブと放課後子ども教室の連携事業の実施にあたっては、運営委員会を設置し、小学校の余裕教室等の活用も含めて十分な協議を行い、所管課及び関係者の連携により適切な体制づくりを進めます。また、両事業の従事者がプログラムの企画段階から連携して取り組み、すべての児童が共に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 **新規事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【市の方向性】

○国の指針等に基づき検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 **新規事業**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【市の方向性】

○国の指針等に基づき検討していきます。



3 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針上の扱い

【子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容】

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

子ども・子育て支援新制度では、子育て支援は「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提として、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し子育てや子どもの成長に生きがいを感じることができるような支援を行うものとされています。

本市においても、新制度の趣旨を踏まえ、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保し妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていきます。

(2) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化など普及のための施策を推進しています。こうした動向を踏まえ、本市においても設置者の意向や施設の状況などを考慮しながら認定こども園の整備に向けて取り組みを行っていきます。

(3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業の役割と連携

教育・保育施設は地域における子育て支援の中核的な役割を担い、一方、地域型保育事業は供給が不足しがちな3歳未満の保育を身近な場で提供する役割を担うものであり、両者の連携を支援し教育・保育の量の確保と質の充実を図ります。

(4) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

幼稚園や保育所、認定こども園での生活が、その後の小学校での生活の基盤となることから、「幼保小関連教育推進事業研究会」等の事業を通して、関係機関の情報の共有、連絡調整により教育・保育の連続性を確保し小学校への円滑な接続の支援に取り組めます。

4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育等の利用の確保

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針上の扱い

【産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項】

小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けなど希望に応じて円滑に保育所などを利用できるよう、保育・教育施設を充実するとともに情報提供や相談支援などの整備を行っていきます。

事業名	事業展開	担当課
利用者支援事業 【地域子ども・子育て支援事業の再掲】	■保育園などの情報提供や、子育てに関する相談に対応する 子育て支援員を子ども課窓口に配置します。	子ども課



2 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携対策の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体勢の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制の構築を目指します。

1 安全・安心な妊娠、出産、育児への支援

事業名	事業展開	担当課
不妊治療費助成事業	■不妊に悩む夫婦へ治療費の一部助成を行い、情報提供等により不安の解消と経済的支援を行います。	健康課
妊婦窓口相談	■妊娠届出時に母子健康手帳と、妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠時の母胎の変化や妊娠経過に関する保健指導を行い、妊婦の精神的な安定を支援するとともに、安心して出産に臨めるようにします。	健康課
妊婦健康診査 【地域子ども・子育て支援事業の再掲】	■妊婦健診費の一部助成により経済的な負担軽減を行うとともに、母子の健康を確保するために医療機関と連携して定期受診を促進します。	健康課
マタニティセミナー	■妊娠や出産、育児について正しい知識を獲得し、親としての意識の醸成を図るとともに、仲間づくりを行い、安心して妊娠や出産、育児に臨めるようにします。	健康課
養育医療の給付	■入院加療を必要とする1歳未満の未熟児に対し、医療費の自己負担分を公費負担します。	健康課
小児医療や周産期医療の確保	■関係機関と連携し、小児医療や周産期医療の確保に努めます。	健康課

2 子どもと母親への健康支援

事業名	事業展開	担当課
母子訪問指導	<p>■乳幼児の健全な成長や発達への支援、母親の育児不安を軽減するため、訪問による指導を行います。（乳児家庭全戸訪問事業を兼ねる）</p> <p>対象者：妊産婦、未熟児、新生児、乳幼児、ハイリスク家庭</p>	健康課
乳児健康診査	<p>■健康診査及び育児・生活指導を行い、乳児の成長・発達を確認し、乳児に適した育児に自信を持ち楽しんでできるよう支援する。また保護者が事故防止や事故発生時に的確な対応がとれるような情報の提供を行います。</p> <p>4か月児健康診査（対象者：3～4か月児）</p> <p>10か月児健康診査（対象者：9～10か月児）</p>	健康課
幼児健康診査	<p>■身体及び精神面の発達・発育を確認するとともに、医師の診察による疾病の早期発見、歯科医師の口腔健康診査並びに保健師・栄養士・歯科衛生士・心理相談員などによる面接相談により、保護者の悩みを聴き、助言指導を行うことで子育てを応援します。</p> <p>1歳6か月児健康診査（対象者：1歳6か月～1歳7か月児）</p> <p>2歳児歯科健康診査（対象者：2歳になる月～2歳1か月）</p> <p>3歳児健康診査（対象者：3歳2か月～3歳3か月）</p>	健康課
予防接種の推進	<p>■感染症予防のため予防接種法に基づく予防接種を適切に受けられるよう広報や個人通知により接種勧奨をします。</p>	健康課

3 自信を持ち楽しんで子育てできるための支援

事業名	事業展開	担当課
育児相談	<p>■乳幼児の保護者等を対象とした相談事業により、乳幼児の栄養・歯科・育児に関する保健指導を行い、健全な発育発達を促進する。また、保護者同士の交流を深め、育児不安の解消を図ります。</p>	健康課
発達相談	<p>■言語面や精神面で心配のある幼児に対して、心理相談員による個別相談を通し、その子が持っている力を十分発揮できるよう支援を行います。</p>	健康課
ふれあい教室	<p>■言葉が遅い、発達が気になる等の心配がある子どもとその保護者に対し、個々の特性に応じた発達、発育支援を行うとともに保護者の育児支援を行います。</p>	健康課

3 子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援と連携

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針上の扱い

【子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項】

1 児童虐待防止対策の充実

平成24年度の全国の児童虐待相談対応件数は66,701件で、統計を取り始めて以来毎年増加しており、平成11年度と比べると約5.7倍となっています。また、虐待による死亡事例が多数発生しており、平成23年度では56例・58人となっています。

本市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の発生を予防するほか、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応に努め、介入や専門性を必要とする場合には、児童相談所など関係機関との連携強化に取り組みます。

① 関係機関との連携と相談体制の強化

虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止などのために、地域の関係機関の連携、情報収集及び共有により支援を行う「要保護児童対策地域協議会」の取り組みを強化します。

② 発生予防、早期発見、早期対応

乳幼児健康診査や保健指導等の母子保健事業や乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、子どものいる家庭の状況を把握し適切な支援に努めます。

事業名	事業展開	担当課
要保護児童対策地域協議会	■地域の関係機関・団体の代表者で構成する地域協議会を開催し、関係機関の連携により児童虐待防止を推進します。	子ども課
家庭児童相談室	■家庭における問題に対する相談に家庭児童相談員が応じます。	子ども課
乳幼児期の相談	■乳幼児健康診査、母子相談等により子育てに関する悩みや不安に対する相談を行います。	健康課
乳児家庭全戸訪問事業【地域子ども・子育て支援事業の再掲】	■生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	健康課 子ども課

2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

平成 22 年の国勢調査によると、本市の母子世帯は 295 世帯（一般世帯の 1.5%）で、父子世帯は 27 世帯（一般世帯の 0.1%）となっています。平成 23 年度全国母子世帯等調査によると、全国の母子家庭の約 81%が就労しており、母自身の平均年収は 223 万円（うち就労収入は 181 万円）、父自身の平均年収は 380 万円（うち就労収入は 360 万円）となっています。また、生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約 1 割となっています。特に母子家庭では、子育てをする上で経済的な支援が必要であるなど多くの問題を抱えている現状が見受けられます。

ひとり親家庭への支援は、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を適切に実施していくことが重要です。

事業名	事業展開	担当課
児童扶養手当	■ひとり親家庭の児童が健やかに育つよう、生活の安定と自立を支援するため手当を支給します。	子ども課
ひとり親家庭医療費助成	■ひとり親家庭等に医療費の自己負担分を助成します。	市民課
母子家庭等自立支援給付金事業	■ひとり親家庭の父母が就労のために資格を取得する費用の一部を助成します。	子ども課
母子・父子自立支援員	■ひとり親家庭が自立するために必要な情報の提供や支援を行います。	子ども課
母子生活支援施設	■保護が必要な母子家庭世帯が入所し、自立支援を受けることができます。沼田市内には施設が無いため、市外施設へ委託により支援を行います。	子ども課

3 障害児施策の充実等

障害のある子どもが、その可能性を十分に伸ばし身近な地域で安心した生活をおくるために、年齢や障害等一人一人の希望に応じた専門的な支援を充実させることが必要です。また、障害の早期発見・治療のための取り組みを充実するとともに、早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援に努めます。

4 子どもの貧困対策の推進

平成 24 年の国民生活基礎調査によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は 16.3%と、平成 21 年と比べ 0.6 ポイント上昇し、過去最高を記録しています。

このような状況から、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るための総合的な貧困対策の推進に努めます。



4 職業生活と家庭生活との両立の推進

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針上の扱い

【労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項】

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもつことで、健康で豊かな生活が送れる社会の構築が求められています。また、働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。

働く人の仕事と生活の両立のため、仕事や子育て、家庭生活などバランスのとれた環境を整え、職場環境の改善、事業主及び勤労者の意識改革など多面的な取り組みの推進に努めます。



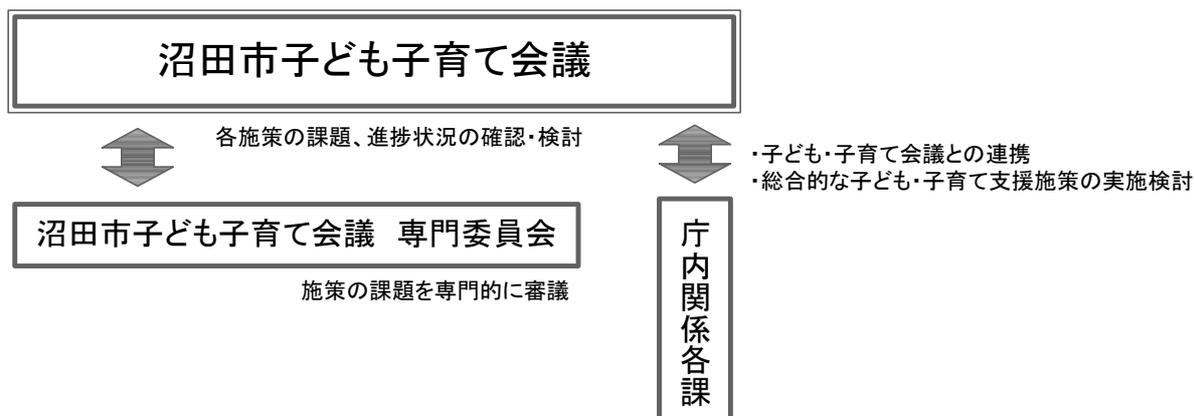
第5章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、各事業に対するニーズに応じていくため、市内関係機関、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、市民の方など多くの方の意見を取り入れながら、必要なサービスの量の確保と多様化も含む質の向上に努めていきます。

2 計画の点検・評価などの進捗管理

計画を実効性のあるものとして推進するため、「沼田市子ども・子育て会議」において、毎年度、計画に基づく施策の進捗状況を検証していきます。また、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には中間年度（平成29年度）を目安として計画の見直しを検討します。



内閣府 子ども・子育て支援新制度キャラクター すくすくジャパン

資料編

1 計画策定の経緯

年月日	内容等
平成 25 年 11 月 18 日	平成 25 年度 第 1 回沼田市子ども・子育て会議 (1)会長及び副会長の選出について (2)会議の公開等について (3)子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施について
12 月 2 日～ 12 月 25 日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施
平成 26 年 3 月 24 日	平成 25 年度 第 2 回沼田市子ども・子育て会議 (1)子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果について (2)次世代育成支援行動計画(後期計画)進捗状況の検証について
4 月 17 日	平成 26 年度 第 1 回沼田市子ども・子育て会議 (1)沼田市子ども・子育て支援事業計画の概要について (2)量の見込みについて (3)提供区域の設定について
5 月 20 日	平成 26 年度 第 2 回沼田市子ども・子育て会議 (1)量の見込み及び提供区域の設定について
8 月 7 日	平成 26 年度 第 3 回沼田市子ども・子育て会議 (1)子ども・子育て支援新制度について (2)量の見込みと提供体制の確保について (3)基準制定を必要とする事項の条例案について (4)次世代育成支援行動計画(後期計画)実施状況について
10 月 10 日	平成 26 年度 第 4 回沼田市子ども・子育て会議 (1)利用者負担について (2)保育認定基準について (3)沼田市子ども・子育て支援事業計画素案について
12 月 18 日	平成 26 年度 第 5 回沼田市子ども・子育て会議 (1)利用者負担について (2)保育認定基準について (3)延長保育について (4)利用定員について (5)沼田市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成 27 年 1 月 19 日～ 2 月 18 日	パブリックコメントの実施
3 月 6 日	平成 26 年度 第 6 回沼田市子ども・子育て会議 (1)子ども・子育て支援事業計画(案)パブリックコメント(意見公募)の実施結果について (2)子ども・子育て支援事業計画(最終案)について (3)地域型保育事業の認可について (4)延長保育について (5)一時預かり事業について

2 沼田市子ども・子育て会議

沼田市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日条例第34号

(設置)

第1条子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、沼田市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 法第6条第2項に規定する保護者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条子育て会議の庶務は、子ども課において処理する。

(委任)

第7条この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

沼田市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

構成分野	団体等	氏名	備考
子どもの保護者	私立幼稚園保護者代表	村松大輔	
	市立幼稚園保護者代表	武井正満	H26.3.31まで
		中澤昌樹	H26.4.1から
	私立保育園保護者代表	樋口裕紀	
	市立保育園保護者代表	千明恵子	
	学童クラブ保護者代表	森下茂樹	
	公募委員	勅使河原知子	
公募委員	藤岡厚子		
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	私立幼稚園長代表	櫛淵洋介	副会長
	私立保育園長代表	宮田文子	
	認定こども園代表	田代経量	
	学童クラブ代表	後藤満里子	
	沼田市子育て支援ネットワーク推進協議会	庭野雅美	
事業主を代表する者	沼田商工会議所	金井則夫	
労働者を代表する者	連合群馬沼田地域協議会	小野塚正樹	H26.11.6まで
		野村丞	H26.11.7から
学識経験者	沼田利根医師会	田中志子	
	沼田利根歯科医師会	浅沼美香	
市長が適当と認める者	利根沼田保健福祉事務所	中澤建	H26.3.31まで
		大山隆幸	H26.4.1から
	沼田市小中学校長協議会	北原一浩	H26.3.31まで
		大竹孝夫	H26.4.1から
	沼田市青少年育成連絡協議会	小林昭紀	会長
	沼田市民生委員児童委員協議会	片野京子	H25.10.30まで
長谷川信次		H25.12.1から	

委嘱期間：平成25年11月1日～平成27年10月31日（2年間）



沼田市
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月発行

発 行 沼田市

編 集 沼田市 健康福祉部 子ども課

〒378-8501 群馬県沼田市西倉内町 780 番地

TEL 0278-23-2111 (代表)

市ホームページ <http://www.city.numata.gunma.jp/index.html>
